

平成25年(健)第1451号

平成26年7月31日裁決

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、健保法上の適用事業所に雇用される被保険者であるところ、糖尿病網膜症、左硝子体出血(以下、併せて「当該傷病」という。)の療養のため労務に服することができなかつたとして、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、平成〇年〇月〇日(受付)、全国健康保険協会〇〇支部長(以下「本件支部長」という。)に対し、傷病手当金の支給を請求した。
- 2 本件支部長は、本件請求期間について、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、当該傷病による療養のための労務不能とは認められないとして、傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、健保法第99条第1項において「被保険者(……)が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金……を支給す

る。」と規定している。

- 2 本件の問題点は、本件請求期間について、請求人が当該傷病の療養のため労務に服することができなかつたといえるかどうかということである(なお、以下においては、療養のため労務に服することができない状態を、単に「労務不能」という。)

第4 事実の認定及び判断

- 1 本件資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 本件請求期間に係る健康保険傷病手当金支給申請書(第2回)(以下「支給申請書」という。)(平成〇年〇月〇日受付)の「療養担当者が意見を書くところ」欄(以下「医師意見欄」という。)(a病院・A医師(以下「A医師」という。))が記載した主な部分をそのまま摘記すれば、次のとおりである。

傷病名：糖尿病網膜症、左硝子体出血

発病または負傷の年月日(注：記載なし)

発病または負傷の原因：糖尿病療養の給付開始年月日(初診日)：〇年〇月〇日

労務不能と認めた期間

〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで30日間

そのうち入院期間(注：記載なし)

診療実日数：2日

診療日：〇月〇日及び〇日

労務不能と認めた期間中における「主たる症状および経過」、「治療内容、検査結果、療養指導」等

上記による視力低下 右視力＝(1.0)、左視力＝(1.0)

症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見

両糖尿病網膜症、左硝子体出血による視力障害。

- (2) 本件支部長の「今回記載いただいた検査結果【右視力＝(1.0)、左視力＝(1.0)】という数値のみか

らでは視力障害の為に労務不能となっているかどうかを判断することができません。⇒視力以外に労務不能と認めていただけた理由がございましたらご教示ください。」との照会に対し、A医師は、平成〇年〇月〇日付で「休業の指示はしていない（本人の希望療養）」と回答している。

- (3) そして、請求人作成の日常生活・療養状況申立書によれば、請求人の平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの状況について、請求人が記載した主な部分をそのまま摘記すれば、次のとおりである。

仕事の内容：タクシー運転手

どのような治療を受けていましたか：薬をもらう→1回に錠49日分療養について医師からどのような注意事項や指示を受けましたか。

薬を必ず1日3回のむ事、はげしい運動をしないように。

医師からは就労についてどのような指示を受けていましたか。

私自身が、安全な運転が出来ると思えば、仕事をしていいといわれてたが、左目の左半分がみづらい事がかわらないので休んでいる。

どんな体の調子（自覚症状等）でしたか また働く事が出来なかった主な原因は何でしたか

左目の左半分に、トンボの羽根がはりついているようなかんじで、とても安全な運転が出きなかった。

毎日の日常生活：無理をしない、普通の生活をしていて、目を使わないように心がけた。

受診状況：通院日数（1ヶ月に1回受診していた）、通院方法（電車）いつ頃から労務に従事出来そうですか：平成〇年〇月〇日頃から（〇月〇日のレーザー治療から〇/〇現在、左目の黒いものが徐々になくなってきたので）

2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

- (1) 傷病手当金の支給要件としての労務不能については、その被保険者が本来の業務に耐え得るか否かを標準として、社会通念に基づき認定されるべきであることはいうまでもないから、必ずしも、医学的見地からのみ判断されるべきことではないが、ことは「傷病による療養のため」労務不能といえるかどうかの問題であることを考えると、特段の事情の存しない限り、まずは、その傷病の診療に当たった医師が、当該傷病の性質、病状及び治療の経過等を踏まえた結果として、労務不能か否かについてどのような医学的判断をしているかが重視されなければならないというべきである。傷病手当金の請求に用いられる定型の「傷病手当金支給申請書」に、医師意見欄が設けられ、当該医師において、「傷病名」、「労務不能と認めた期間」、「診療実日数」、「労務不能と認めた期間中における主たる症状および経過、治療内容、検査結果、療養指導等」及び「症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見」等を記載することとされているのも、この趣旨に出たものと解される。

- (2) 本件においてこれをみると、上記1の(1)及び(2)で認定した事実によれば、請求人は、当該傷病により平成〇年〇月〇日にa病院を初めて受診したと認められるところ、同病院・A医師は、傷病名を当該傷病として、労務不能と認められた医学的な所見として、「両糖尿病網膜症、左硝子体出血による視力障害」と記載した上、労務不能と認めた期間として、「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで30日間」とし、もって、請求人は、上記の期間、当該傷病により労務不能であった旨の意見を示していることが明らかであるから、これをそのまま採用し得るものとすれば、本件請求期間

において、請求人は、当該傷病により労務不能であったと認定するのが相当ということになる。

- (3) ただ、A医師は、本件支部長の照会に対し、「休業の指示はしていない(本人の希望療養)」と回答しており、請求人も「私自身が、安全な運転が出来ると思えば、仕事をしていいといわれてたが、左目の左半分がみづらい事がかからないので休んでいる。」としていることから、医師の判断に基づく療養といえるものでなく、請求人自身の判断で休養していたものであるとも考えられる。

しかしながら、審理期日において、請求人は、トンボの羽がはりついているような感じとは、「左目の半分が網戸を通して物を見るような感じで、黒く欠けており、見えることは見えるが、気になって運転に集中することができない状態であった。当時、入社したばかりであり、会社は新入社員に対しては、入社後数か月は、出来高制ではなく、一律に30万の給与を保障する制度を取っていた。そのような中で、少しの注意で運転できる状態であれば、30万円もらった方が得であるのに、それよりも低い額である傷病手当金を請求するはずはない。」と陳述しており、また、請求人がタクシーの運転業務をしていたことを考えると、プロの運転手として、運転に集中できない場合は、安全上運転業務を差し控えるのが当然の責務であるとも考えられる。

硝子体出血は、出血が大量である場合は、視野が遮られ、一時的に視力を全く失うこともあるが、出血(自然に止まることもあるが、レーザーにより出血箇所を止血することもある。)が止まれば、血管外に漏出した血液が吸収されることにより、早いもので1か月、遅くとも数か月で視力が回復することが知られている。請求人の場合は、視力の障害、視野の欠損もなかったものの、視野の一部がトンボの羽が張り

付いたように見えにくい状況であった、それが本件請求期間においても続いていたものと考えられ、医師からは安全な運転ができるのであれば仕事をして良いと言われていたが、請求人としては、左目の半分が見えにくく、運転に集中することができない状態と判断されたことから、タクシー乗務員として負っている安全運転義務に照らして、労務に就けなかったものと認められる。そして、その判断は、上記のような医師の意見を踏まえたものということができる。

このような事情を総合して考えると、本件請求期間については、当該傷病の療養のために労務に服することができなかったと認めるのが相当である。

- (4) よって、本件請求期間について、請求人には傷病手当金が支給されるべきであり、原処分は妥当でないので、これを取り消すこととし、主文のとおり、裁決する。